

相模原市民会館メンバーズ 会員規約

平成 27 年 7 月 1 日 発行

第 1 条 名称

本会の名称は、「相模原市民会館メンバーズ」とします。

第 2 条 目的

本会は、会員の芸術文化への理解と教養を深め、芸術文化の向上に寄与することを目的とします。

第 3 条 運営

本会に関する運営は、相模原市民会館 指定管理者 ギオン・アクティオ・ウィッツグループ（以下「当グループ」といいます。）が行います。

第 4 条 会員

1. 「会員」とは、本規約に同意し入会申込みをされ、当グループがその利用を認めた方をいいます。
2. 会員資格の有効期限は入会日から、平成 31 年 3 月末日までとします。（退会のお申し出があった場合を除く）

第 5 条 諸手続

1. 入会を希望する方は、本規約に同意した上で、申し込み手続きをするものとします。
2. 会員は、住所、氏名、電話番号 等の登録事項に変更があった場合、直ちに変更手続きを行うものとします。
3. 前項の届出がないために生じた会員の不利益又は損害については、当グループは一切の責任を負いません。

第 6 条 会員特典

会員は、本会が定める会員特典を、所定の方法により利用することができます。ただし、一旦お申込みいただいたチケットは、理由の如何を問わず、取替・変更・キャンセルはできません。

第 7 条 禁止事項

会員は以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の会員、第三者、当グループの権利もしくは名誉、プライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
- (2) 他の会員、第三者、当グループに不利益もしくは損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。
- (3) 本規約もしくは法令に違反する行為、又はそのおそれのある行為。
- (4) その他、当グループが不適切と判断する行為。

第 8 条 会員資格の喪失

会員が、次のいずれかに該当する場合は、当グループは会員資格を取り消す事ができるものとします。

- (1) 届出事項に虚偽の申告があった場合。
- (2) 本規約に違反した場合。
- (3) その他、当グループが会員資格を取り消す必要があると判断する場合。

第 9 条 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、相模原市民会館個人情報保護方針に則り管理します。

第 10 条 規約の変更

当グループは当会の運営上、規約の変更が必要であると判断した場合、会員に対し事前に通知することなく、その内容に変更を行うことがあります。

第 11 条 退会

会員は所定の手続きを行うことでいつでも本会を退会することができます。

第 12 条 附則

この規約は、平成 27 年 7 月 1 日から施行します。